

# 青森県報

号外第二十一号

平成二十四年  
三月三十日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

### 公 営 企 業

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程…………… (整備企画課) …… 一  
青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程…………… (同) …… 二  
青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程 (病院局) …… 二  
青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (同) …… 三  
青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… (同) …… 五

## 規 則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十八号

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則(昭和四十二年四月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十八号を次のように改める。

十八 青森県立中央病院の部長

### 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 公 営 企 業

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業文書規程の一部を改正する規程

青森県公営企業文書規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(文書の取扱いの原則)

第二条 職員は、部として行われる経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

2 職員は、事務が円滑かつ適正に行われるよう、文書を正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにしなければならない。

3 文書は、法令等に特別の定めがあるもの又はあらかじめ県土整備部長(以下「部長」という。事業所にあつては、当該事業所の長。)の承認を得た場合を除くほか、職員以外の者に閲覧させてはならない。

附則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の(4)の表の備考の欄中「法第32条第1項、」を削り、「法第32条第1項令第24条第2項及び第3項の規定により」と「令第24条第1項の規定により」将来の欠損に備えるため、「第24条第4項」を「第24条第1項」に改める。

附則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「医療安全管理室」を「医療連携部 医療情報部 医療安全管理室 感染管理室」に改め、同条第九項中「臨床検査部」を「臨床検査・輸血部」に改め、「輸血部」を削り、「薬剤部、患者・家族相談支援室及び診療情報管理室」を「及び薬剤部」に改める。

第七条第一項第四号中「臨床検査部」を「臨床検査・輸血部」に改め、同号中トをチとし、同号ハ中「イから八までの」を「イから二までの」に改め、同ハを同号トとし、同号ホ中「イから八までの」を「医療用及びイから二までの」に改め、同ホを同号ヘとし、同号ニ中「イから八までの」を「医療及びイから二までの」に改め、同ニを同号ホとし、同ハの次に次のように加える。

二 血液製剤の需給、管理及び検査に関する事。

第七条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号及び第十一号を削り、同条中第五項を第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7 感染管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 感染管理に関する事。

第七条中第四項を第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 医療連携部の分掌事務は、次のとおりとする。

一 医療機関との連携に関する事。

二 診療予約に関する事。

三 看護相談に関する事。

四 医療相談に関する事。

5 医療情報部の分掌事務は、次のとおりとする。

一 院内業務のIT化の推進に関する事。

二 電子カルテその他の医療情報システムの運用管理・改善、契約に関する事。

三 がんの診療情報に係る管理及び医療機関等との連絡に関する事。

四 その他の診療情報の管理に関する事。

別表第一中央病院の項中

部門長、部に部長、病理指導監、副部長及び技師長  
室に室長及び次長

を

部門長、部に部長、病理指導監、臨床検査指導監、  
副部長及び技師長

に改め、

医療安全管理室

室長、次長

を

医療連携部	部長、次長
医療情報部	部長、次長
医療安全管理室	室長、次長
感染管理室	室長、次長

に改め、

別表第二看護部の次長の項の前に次のように加える。

部（看護部を除く。）の次長	当該部の部長を補佐し、その事務を整理する。
---------------	-----------------------

別表第一病理指導監の項の次に次のように加える。

臨床検査指導監	臨床検査技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。
---------	----------------------------

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第二十六条の三の次に次の一条を加える。

（修学部分休業）

第二十六条の四 職員は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学、

高等専門学校、専修学校及び各種学校における修学のため、二年を越えない範囲内において、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）の承認を受けた場合は、勤務しないことができる。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

（修学部分休業の承認の請求）

第四十二条の三 職員（非常勤職員等を除く。次項において同じ。）は、第二十六条の四の規定による修学部分休業の承認を受けようとするときは、修学部分休業承認申請書（第十二号様式の四）により管理者に申請しなければならない。

2 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業の承認に係る教育施設を退学し、休学し、又はその授業を欠席したときは、遅滞なく、その旨を修学状況変更等届（第十二号様式の五）により管理者に届け出なければならない。

第十二号様式の三の次に次の二様式を加える。

第12号様式の4(第42条の3関係)

(表)

青森県病院事業管理者 殿

所 属  
職氏名

年 月 日

修学部分休業承認申請書

下記のとおり修学部分休業の承認を申請します。

記

1 教育施設名	2 通学時間 (職場-教育施設)		時間	
	分	時	分	時
3 修学内容等				
4 申請期間	年 月 日から	年 月 日まで		
5 申請時間	年 月 日	日	時	分
	毎 日	時 分	時 分	時 分
	毎 日	時 分	時 分	時 分
	毎 日	時 分	時 分	時 分
	毎 日	時 分	時 分	時 分
	毎 日	時 分	時 分	時 分
	毎 日	時 分	時 分	時 分
	毎 日	時 分	時 分	時 分
	毎 日	時 分	時 分	時 分
	毎 日	時 分	時 分	時 分
	毎 日	時 分	時 分	時 分
	毎 日	時 分	時 分	時 分
6 備 考				

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
  - 2 申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知、教育施設が発行する入学証明書等。写しても可)を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表(写しても可)を提出すること。
  - 3 修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えたのか記入すること。
  - 4 申請期間欄には、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
  - 5 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を備考欄に記入すること。
  - 6 修学部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入すること。
  - 7 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

(裏)

確認の印	月/日	休業の承認を取り消す時間		時間数	申請者印	備考
		午前	午後			
	/	時 分	時 分	時間分		
	/	時 分	時 分	時間分		
	/	時 分	時 分	時間分		
	/	時 分	時 分	時間分		
	/	時 分	時 分	時間分		
	/	時 分	時 分	時間分		
	/	時 分	時 分	時間分		
	/	時 分	時 分	時間分		
	/	時 分	時 分	時間分		
	/	時 分	時 分	時間分		
	/	時 分	時 分	時間分		
	/	時 分	時 分	時間分		

第 1 2 号様式の 5 ( 第 4 2 条の 3 関係 )

青森県病院事業管理者 殿

年 月 日

所 属  
職 氏 名

印

修学状況変更等届

下記のとおり修学部分休業に係る修学の状況について(変更が生じたので) 届け出ます。

記

1 届出の事由

修学部分休業の承認に係る教育施設を退学した

理由：  
修学部分休業の承認に係る教育施設を休学した

理由：  
修学部分休業の承認に係る教育施設の授業を欠席した

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

附 則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「及び回転翼航空機搭乗手当」を、「回転翼航空機搭乗手当及び待機呼出手当」に改める。

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

( 待機呼出手当 )

第十五条 待機呼出手当は、救急患者等に対処するために自宅等で待機することを依頼された職員(病院局医療職給料表(一)又は病院局医療職給料表(二)の適用を受ける職員に限る。)が、正規の勤務時間以外の時間において、緊急の呼出しにより出勤し、救急医療等の業務に一時間以上従事したときに支給する。

2 待機呼出手当の額は、勤務一回につき千六百二十円とする。

別表第五の病院局医療職給料表(一)以外の給料表が適用される職員の表中

「 中央病院病理指導監 」を

「 中央病院病理指導監 」に改める。

中央病院臨床検査指導監

附 則  
附則第七項中「第十六条」を「第十七条」に改める。

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭